事買主のみ彼智慧へ

障がい者のための委託訓練(就労訓練科)に ご協力いただける企業を募集しております!!

障がい者の実務能力を高め、適性を見極めた後に 採用することができるため、事業主にとって大変有効です。



障がい者のための事業主委託訓練とは…

- ◆企業の現場の中で、訓練生に実践的訓練を実施していただき、 訓練終了後に採用することができる制度です。
- 訓練生を受け入れた事業主には、訓練生1人当たり月額 66,000円 を上限として(事業主が中小企業者の場合 99,000円)の委託料が支払われます。
- ●訓練生の受け入れは、**1名からでも可能です**。
- ◆訓練期間は1か月~3か月で、
 訓練時間は1か月当たり100時間です。(最低60時間)
- 訓練中、訓練生に対し賃金の支払いは必要ありません。
- 訓練中の労災保険料は大分県が負担します。

大分県商工観光労働部雇用労働政策課

障がい者のための委託訓練(就労訓練科)について

◎訓練対象者

早期の就職や復職をめざして、委託訓練の受講を希望する障がいのある方。 (ハローワークに求職を申し込み、訓練受講のあっせんを受けられる方)

◎実施場所

企業の現場

◎訓練生選考

高等技術専門校等の障がい者職業訓練コーディネーター等が、 事業主と訓練受講希望者との間で調整を図り、面接の結果、合意した場合に訓練実施

◎訓練期間

1か月~3か月 訓練開始日は高等技術専門校等が、事業主·訓練生·ハローワークと調整して決定

◎探 用

訓練終了後、求められる職務を遂行することが可能と認められれば採用することができます。 <参考>訓練期間中の早期採用も可能です。

受託応募手続

◎ 応募方法

- ①管轄のハローワークまたは、下記の高等技術専門校等へご連絡ください。
- ②高等技術専門校等の障がい者職業訓練コーディネーター等が貴社を訪問し、訓練にかかる 職種や条件等についての打ち合わせ、書類等の作成支援を行います。
- ③応募は、随時受け付けます。
- ※高等技術専門校等の障がい者職業訓練コーディネーター等が訓練生や事業主との連絡調整を行います。 委託訓練の内容、方法に関することなど、お気軽にご相談ください。

お問合せ先

○大分高等技術専門校

TEL:097-542-3411

○佐伯高等技術専門校

TEL:0972-22-0767

〇日田高等技術専門校

TEL:0973-22-0789

○竹工芸訓練センター

TEL:0977-23-3609

○管轄のハローワーク(公共職業安定所)